

日本産業規格

令和5年7月1日に下記の日本産業規格を改正したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和5年7月3日

厚生労働大臣 加藤 勝信

記

改正された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

注射針を使用する医療用注入システム－第1部：注 T 3 2 2 6－1
射針を使用する注入システム－要求事項及びその試験
方法

注射針を使用する医療用注入システム－第2部：注 T 3 2 2 6－2
射針－要求事項及びその試験方法

（内容省略）

備考 内容は、日本産業標準調査会ホームページ(<https://www.jisc.go.jp>)において閲覧に供する。また、厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課においても閲覧に供する。